

市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の試行について

さくら市建設工事請負契約書第11条第3項に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務を、下記のとおり緩和します。

1. 緩和措置の内容について

(1) 常駐を免除する措置

工事期間中、次のいずれかの場合には常駐を要しないものとします。

- ① 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ② 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ③ 工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事現場で作業が行われていない期間

※ 手続きは不要です。

(2) 他の工事と兼任を認める措置

さくら市が発注する工事で、当初請負金額（税込）が1,000万円未満の工事に従事している現場代理人は、予定価格（税込）1,000万円未満の工事1件までに限り、他の工事の現場代理人となることができます。

このことにより、1人の現場代理人で、当初請負金額1,000万円未満の工事1件及び予定価格1,000万円未満の工事1件の計2件の工事を担当することが可能となります。

契約変更等により、上記金額を上回る場合も引き続き現場代理人の兼務を認めます。

2. 他の工事と兼務する場合の手続きについて

- (1) 契約時に提出する現場代理人等届出書に「現場代理人兼任届出書（別紙）」を添付し提出してください。
- (2) 既発注工事の監督員に、兼任の現場代理人になったことを工事打合せ簿に「現場代理人兼任届出書（別紙）」を添付し報告してください。

3. 他の工事と兼務する場合の連絡体制の確保について

- (1) 現場代理人は一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければなりません。また、兼務する工事のいずれかの工事現場に常駐しなければなりません。
- (2) 現場代理人は監督員及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとらなければなりません。
- (3) 作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となる時は、連絡員が当該現場に常駐しなければなりません。

4. 虚偽の申請または問題が生じた場合の措置について

虚偽の申請があった場合、工事成績評定に反映させるとともに、契約解除や入札参加停止等の必要措置を行います。

また、緩和を認めた工事において施工管理の不徹底に起因する事故の発生、住民対応等のトラブルが生じるなど、現場体制が不備と認められる場合は、緩和措置を取り消し新たな現場代理人の配置を求めることがあります。

5. 適用時期について

平成26年4月1日以降新規に契約する案件から適用します。